

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 葛城市の現状.....	4
1 本市の人口と世帯の構造.....	4
2 障害者手帳所持者の状況.....	5
3 障がい児の就学状況.....	8
4 難病患者等の状況.....	9
5 自立支援医療費受給者の状況.....	9
6 障がい福祉サービスの利用状況.....	10
7 地域生活支援事業の利用状況.....	14
8 アンケート結果から見える現状.....	15
9 現状・課題のまとめ.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本理念.....	25
2 計画策定に向けて踏まえるべきポイント.....	25
第4章 第5期障がい福祉計画.....	26
1 成果目標.....	26
2 障がい福祉サービス等の見込みと確保方策.....	29
3 発達障がい者等に対する支援 【新規】.....	33
4 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	34
第5章 第1期障がい児福祉計画.....	45
第6章 計画の推進.....	49
1 市民参画の推進.....	49
2 相談支援体制の強化.....	49
3 実施状況の把握・点検.....	49
4 障がい福祉サービスの周知・啓発.....	49
資料編.....	50
1 計画の策定経過.....	50
2 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	51
3 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿.....	52
4 用語解説.....	53
5 葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所.....	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成27年3月に「障害者基本法」に基づく『葛城市障がい者計画』と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」に基づく『第4期葛城市障がい福祉計画』を策定し、「地域の輪がひとつになって」を今後めざすべき社会として、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、国においては、平成28年4月より不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等について示した「障害者差別解消法」及び「改正障害者雇用促進法」が施行されています。県においても、平成28年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の禁止と理解の促進について決めました。また、平成28年8月には「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されます。

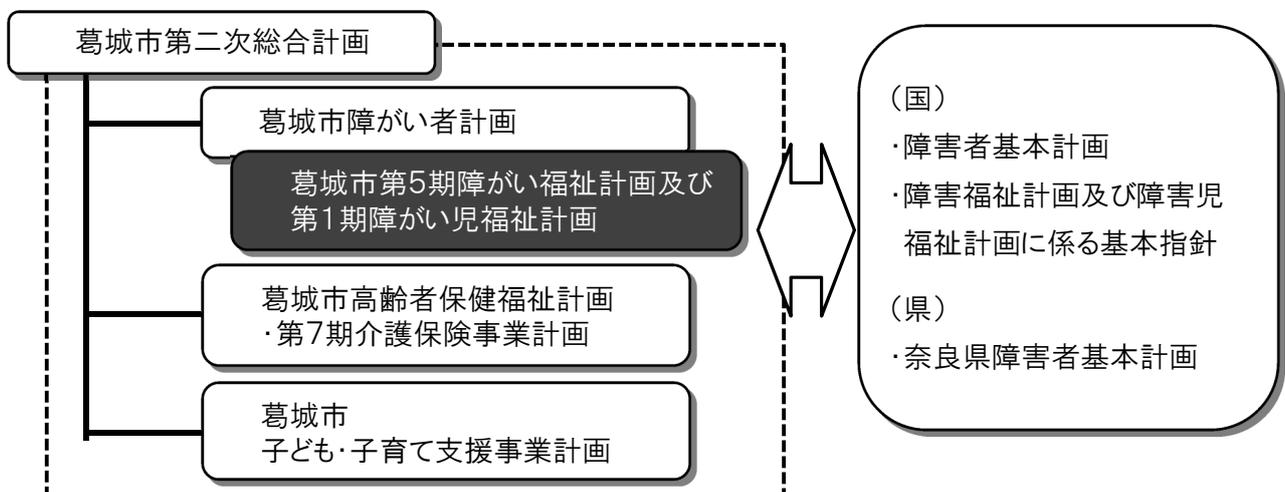
こうした社会の変化を踏まえ、これまで本市が進めてきた共生社会の実現をより一層推し進めるために、平成29年度までを計画期間とする『第4期葛城市障がい福祉計画』を見直すとともに、児童福祉法改正に伴い、障がい児福祉サービスの効果的な推進をめざすため、『葛城市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（以下、本計画という。）』を策定します。

本計画では、障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等とし、その家族や地域社会への働きかけを含んだ施策を推進します。

2 計画の位置づけ

（1）他計画との関係

本計画では、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」や、県の「奈良県障害者基本計画」等を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「葛城市第二次総合計画」をはじめ、各種個別計画との整合を図り、策定します。



(2) 法的位置づけ

本計画は「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20（平成 30 年 4 月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における指定障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これらの計画を一体的に策定したものとなっています。

■障害者総合支援法における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

■児童福祉法における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

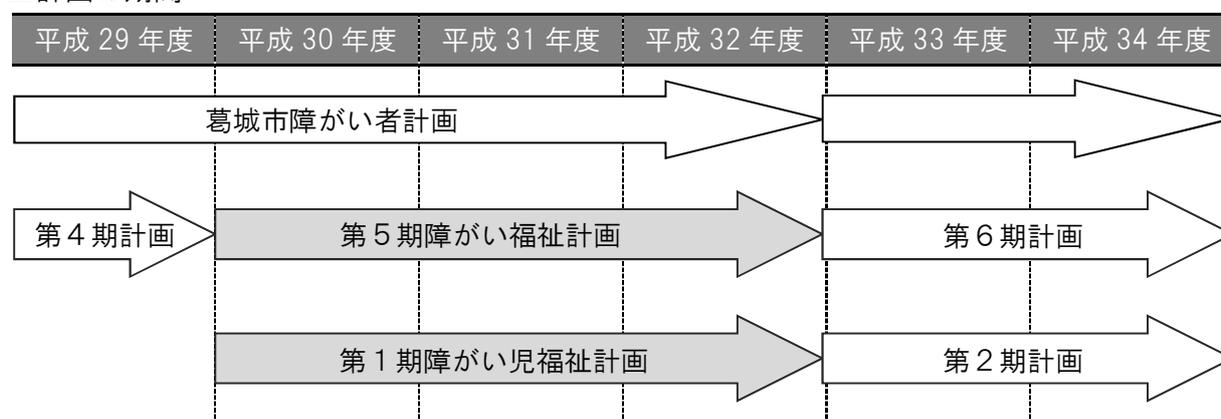
3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体代表等の参画の下、可能な限り幅広い意見をくみ上げることに努めました。

(1) 葛城市障がい福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体、地域団体代表等の参画を求め、「葛城市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い意見の反映に努めました。

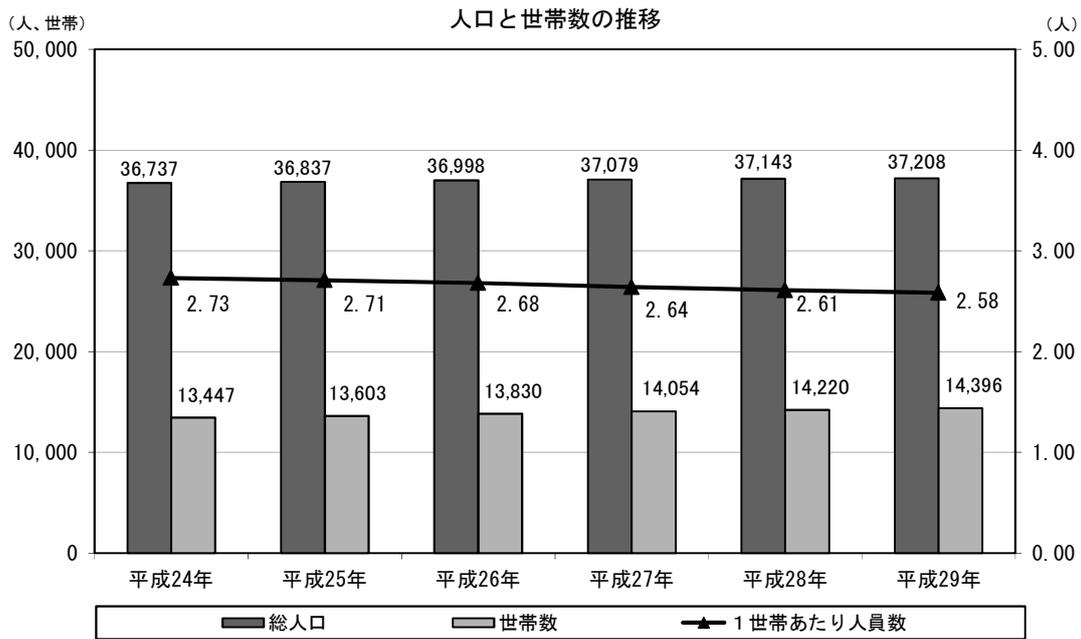
(2) 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会の開催

より包括的なケアをめざし、大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町の3市1町で構成した自立支援協議会を開催しています。全体会を年1回、運営委員会を年7回、部会を年6回、それ以外にも検討すべき課題がある場合にはプロジェクトチームを立ち上げ、地域課題を協議しています。

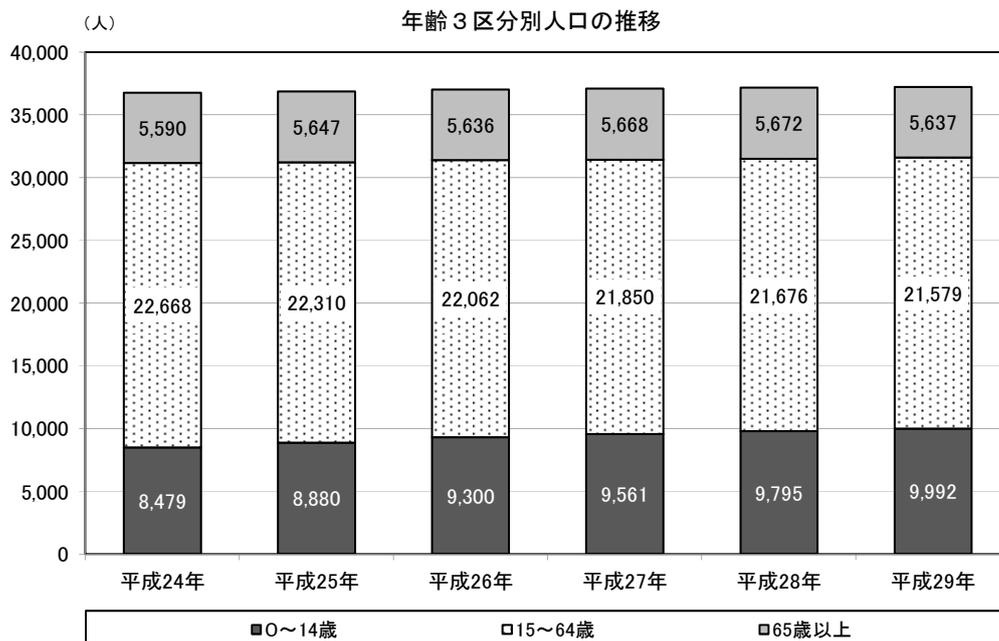
第2章 葛城市の現状

1 本市の人口と世帯の構造

本市の総人口と総世帯数は増加傾向にあり、平成29年では総人口37,208人、世帯数14,396世帯となっています。1世帯当たりの人口は減少しており、平成29年には2.58人となっています。年齢3区分別の人口についてみると、0～14歳は増加傾向となっており、15～64歳は減少、65歳以上は概ね横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳(各年10月1日時点)



資料：住民基本台帳(各年10月1日時点)

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数についてみると、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて増減をしていますが、障がい部位別でみると、「聴覚・平衡機能障がい」「内部障がい」が増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満所持者数	24	28	28
18 歳～64 歳所持者数	337	326	325
65 歳以上所持者数	1,077	1,076	1,080
合計	1,438	1,430	1,433

■身体障害者手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	392	381	384
2 級	196	199	192
3 級	261	257	261
4 級	397	398	399
5 級	81	85	86
6 級	111	110	111
合計	1,438	1,430	1,433

■身体障害者手帳所持者数の障がい部位別推移

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい	77	76	77
聴覚・平衡機能障がい	151	158	163
音声・言語障がい	11	11	11
肢体不自由	846	815	794
内部障がい	353	370	388
合計	1,438	1,430	1,433

資料：社会福祉課（各年度 3 月末）

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数についてみると、増加傾向となっており、平成28年度では325人となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満所持者数	81	88	109
18歳～64歳所持者数	193	196	196
65歳以上所持者数	17	19	20
合計	291	303	325

■療育手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	53	48	40
A1	44	45	47
A2	53	60	64
B	18	14	11
B1	66	71	82
B2	57	65	81
総数	291	303	325

資料：社会福祉課（各年度3月末）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、18歳未満は、平成28年度に5人増加しています。18歳～64歳、65歳以上については、平成26年度から平成28年度にかけて年々増加しています。また、等級別でみると、いずれの等級も増加しています。

現在奈良県では、各自治体により実施時期は異なりますが、精神障害者医療費助成事業の拡充を進めています。本市においても、平成27年4月診療分より精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に対し、医療機関における支払額（医療保険適用分のみ対象）から定額一部負担金を控除した額を助成し始め、平成28年4月診療分からは2級に拡大しています。そのため、手帳所持者数が増加していることがうかがえます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満所持者数	0	0	5
18歳～64歳所持者数	125	141	164
65歳以上所持者数	28	39	42
合計	153	180	211

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	19	26	32
2級	102	109	122
3級	32	45	57
合計	153	180	211

資料：社会福祉課（各年度3月末）

3 障がい児の就学状況

特別支援学級の在籍者数についてみると、「小学校」「中学校」においては増加しています。

特別支援学校の在籍者数については、「中学部」では減少しており、「高等部」では増加しています。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況についてみると、「福祉施設通所・在宅等」が最も多く、平成 26 年度で 3 人、平成 27 年度で 2 人、平成 28 年度で 4 人となっています。

■特別支援学級の在籍者数

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	91	89	109
中学校	20	21	32
通級教室	14	7	6

資料：葛城市教育委員会（各年度 4 月 1 日時点）

■特別支援学校の在籍者数

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幼児部	0	0	0
小学部	9	13	3
中学部	12	11	7
高等部	10	15	17
合計	31	39	27

資料：葛城市教育委員会（各年度 3 月末時点）

■特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
進学	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0
一般就職	2	1	0
福祉施設通所・在宅等	3	2	4
その他	1	0	0
合計	6	3	4

資料：県内特別支援学校（各年度 3 月末時点）

4 難病患者等の状況

難病患者等の状況をみると、指定難病、小児慢性特定疾病ともに増加傾向にあり、指定難病では平成 27 年度で 338 人、小児慢性特定疾病では平成 28 年度で 70 人となっています。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病	301	338	-
小児慢性特定疾病	57	62	70

※指定難病：平成 28 年度は難病の種類が増えたため、集計が追いついていません。

小児慢性特定疾病：平成 26 年度は受給申請者数、平成 27 年度・平成 28 年度は支給認定者数
資料：中和保健所（各年度 3 月末時点）

5 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数についてみると、「更生医療」「精神通院医療」が増加傾向となっています。「育成医療」は年度にばらつきがあり、平成 28 年度では 16 件となっています。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生医療	81	91	103
育成医療	33	38	16
精神通院医療	280	323	328
合計	394	452	447

資料：社会福祉課（更生医療、育成医療は各年度 3 月末時点、精神通院医療は各年度 6 月末時点）

6 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスの推移

訪問系サービスでは、いずれのサービスにおいても、実績値が計画値を下回っています。また、重度訪問介護において、計画値が増加する推移となっているのに対し、実績値が減少しています。

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
居宅介護	時間/月	実績値	432	498	499
		計画値	622	639	657
	人/月	実績値	32	35	35
		計画値	41	47	52
重度訪問介護	時間/月	実績値	351	241	169
		計画値	400	530	530
	人/月	実績値	3	3	3
		計画値	3	4	4
同行援護	時間/月	実績値	79	81	75
		計画値	120	140	160
	人/月	実績値	4	4	5
		計画値	6	7	8
行動援護	時間/月	実績値	372	414	428
		計画値	504	552	600
	人/月	実績値	15	17	16
		計画値	21	23	25
重度障がい者等訪問支援	時間/月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

「人/月」＝月間平均の実利用人数

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、「就労継続支援（A型）」において、平成27年度の月間延べ利用日数（実績値214人日分/月）が見込んでいた日数（計画値132人日分/月）を上回っています。また、平成29年度の月間延べ利用日数（実績値431人日分/月）が見込んでいた日数（計画値176人日分/月）となっており、計画値より高い数値で増加しています。「就労継続支援（B型）」においては、平成27年4月から特別支援学校卒業後、就労移行支援等を経てからでない型を利用ができなくなった影響もあり、計画値を下回っています。

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
生活介護	人日分/月	実績値	1,282	1,444	1,523
		計画値	1,260	1,314	1,350
	人/月	実績値	69	76	78
		計画値	70	73	75
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	実績値	19	31	25
		計画値	44	44	44
	人/月	実績値	1	2	2
		計画値	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	実績値	0	2	41
		計画値	70	100	150
	人/月	実績値	0	1	2
		計画値	6	7	8
就労移行支援	人日分/月	実績値	46	108	145
		計画値	176	198	220
	人/月	実績値	2	7	9
		計画値	8	9	10
就労継続支援(A型)	人日分/月	実績値	214	330	431
		計画値	132	154	176
	人/月	実績値	12	18	23
		計画値	6	7	8
就労継続支援(B型)	人日分/月	実績値	824	824	865
		計画値	1,144	1,188	1,232
	人/月	実績値	48	46	48
		計画値	52	54	56
療養介護	人/月	実績値	4	4	4
		計画値	4	5	5

(注) 平成29年度は、4月～7月の実績値の平均で見込んでいます。

※「人日分/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
短期入所(福祉型)	人日分/月	実績値	100	96	78
		計画値	143	158	173
	人/月	実績値	10	10	10
		計画値	9	10	11
短期入所(医療型)	人日分/月	実績値	7	7	8
		計画値	7	7	7
	人/月	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「人日分/月」＝月間平均の実利用人数×1 人 1 月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、概ね計画値どおりの実績値となっていますが、「共同生活援助」については平成 27 年度から平成 28 年度にかけて「共同生活援助」から「施設入所支援」に移行する方が増えたこと等により、実利用人数が減少しています。その影響で「施設入所支援」については平成 27 年度から平成 28 年度にかけて実利用人数が増加していますが、平成 29 年度では減少しています。

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
共同生活援助	人/月	実績値	26	23	23
		計画値	26	28	30
施設入所支援	人/月	実績値	27	29	24
		計画値	26	25	30

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

(4) 相談支援

相談支援では、いずれも計画値の実利用人数より実績値の実利用人数が下回っています。また、「地域移行支援」では、計画値の実利用人数を見込んでいますが、実績値の利用人数は 0 人となっており、地域移行が進んでいないことがうかがえます。

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
計画相談支援	人/月	実績値	17	22	18
		計画値	34	36	38
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	2	3	4
地域定着支援	人/月	実績値	0	1	1
		計画値	2	3	4

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

(5) 障がい児通所支援

障がい児通所支援は児童福祉法の改正により、平成 24 年度から現在のサービス内容になっており、制度の定着と気になる子どもの早期発見・早期療育の推進によって、大幅に増加しています。「児童発達支援」においては、平成 27 年度の月間延べ利用日数（実績値 177 人日分/月）に対して見込んでいた日数（計画値 120 人日分/月）、平成 29 年度の月間延べ利用日数（実績値 318 人日分/月）に対して見込んでいた日数（計画値 152 人日分/月）となっており、計画値より高い数値で増加しています。また、「放課後等デイサービス」においては、平成 27 年度の月間延べ利用日数（実績値 386 人日分/月）は見込んでいた日数（計画値 468 人日分/月）を下回っているものの、平成 29 年度の実績では月間延べ利用日数が 794 人日分/月となっており、見込んでいた日数（計画値 588 人日分/月）を上回っています。

サービスの種類			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日分/月	実績値	177	245	318
		計画値	120	136	152
	人/月	実績値	27	34	41
		計画値	15	17	19
放課後等デイサービス	人日分/月	実績値	386	597	794
		計画値	468	528	588
	人/月	実績値	39	58	68
		計画値	39	44	49
保育所等訪問支援	人日分/月	実績値	0	1	1
		計画値	2	3	4
	人/月	実績値	0	1	1
		計画値	2	3	4
医療型児童発達支援	人日分/月	実績値	48	43	15
		計画値	44	44	44
	人/月	実績値	3	3	1
		計画値	2	2	2
障がい児相談支援	人/月	実績値	7	15	22
		計画値	6	7	8

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「人日分/月」＝月間の実利用人数×1 人 1 月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

7 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業では、「移動支援事業」において、平成 27 年度の延べ利用時間（595 時間/月）に対し、平成 29 年度の延べ利用時間が 704 時間/月となっており、増加傾向となっています。

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
障がい者相談支援事業	委託箇所	5	5	5	
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	
手話通訳者等派遣事業	人/年	1	6	6	
要約筆記者等派遣事業	人/年	0	1	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支給用具	件/年	2	1	0
	自立生活支援用具	件/年	5	3	6
	在宅療養等支援用具	件/年	2	7	0
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	3	6
	排泄管理支援用具	件/年	897	877	612
	住宅改修費	件/年	0	2	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	13(入門)	14(基礎)	13(入門)	
移動支援事業	人/月	46	51	60	
	時間/月	595	713	704	
地域活動支援センター I 型 (市内所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	15	19	17	
地域活動支援センター I 型 (市外所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	6	7	8	
地域活動支援センター II 型 (市外所在)	事業所数	1	1	1	
	人/月	3	2	2	
訪問入浴サービス事業	人/月	2	3	2	
更生訓練費給付事業	人/月	0	0	0	
日中一時支援事業	人/月	11	14	16	
福祉ホーム事業	人/月	3	3	3	
社会参加促進事業	回/年	2	2	3	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	

(注) 平成 29 年度は、4 月～7 月の実績値の平均で見込んでいます。

※「件/年」＝年間の延べ給付件数

「人/月(年)」＝月間(年間)平均の実利用人数

「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

「回/年」＝年間の事業開催数

8 アンケート結果から見える現状

(1) 調査概要

アンケートは、本計画を策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障がい福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

調査対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、 自立支援医療(精神通院)受給者、障がい福祉サービス、 障がい児通所支援利用者
配布数	2,060人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	1,039人
回収率	50.4%
調査期間	平成29年7月1日～7月12日

(2) 調査結果の見方

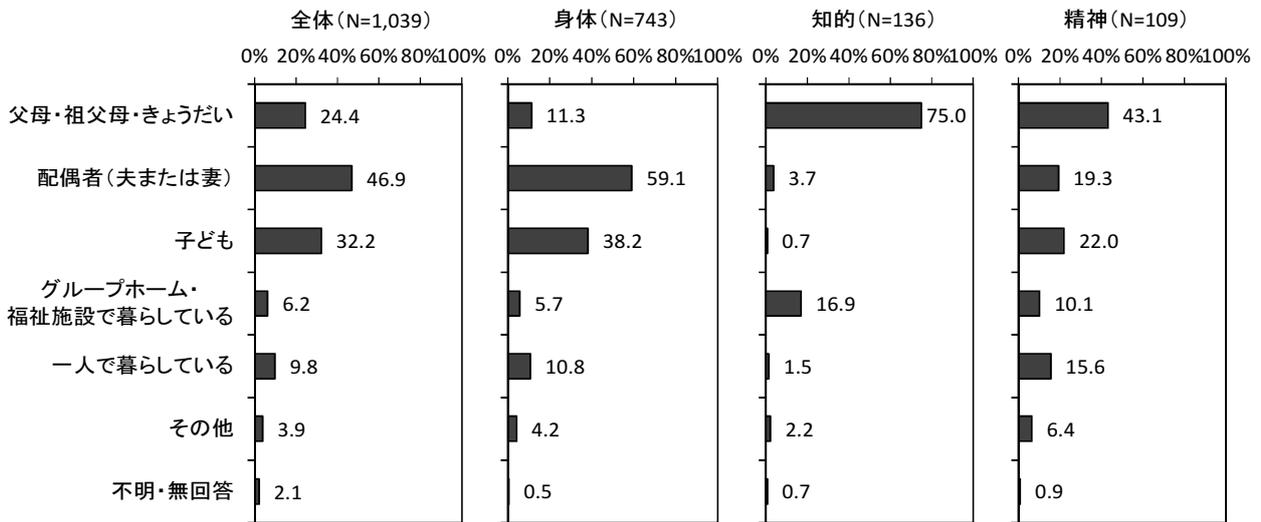
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- この調査結果は、それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(3) 調査結果

①世帯構成

一緒に暮らしている人をみると、全体では「配偶者（夫または妻）」が 46.9%と最も高く、次いで「子ども」が 32.2%となっています。

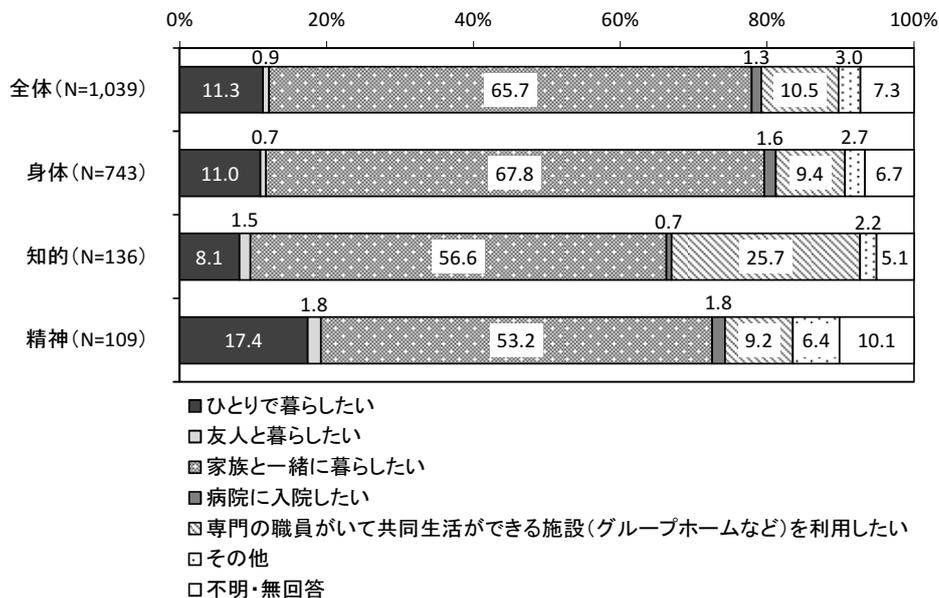
手帳別でみると、[身体] では「配偶者（夫または妻）」が最も高く、[知的] [精神] では「父母・祖父母・きょうだい」が最も高くなっています。



②今後の生活の意向

今後（将来）、暮らしたい場所をみると、全体では「家族と一緒に暮らしたい」が 65.7%と最も高くなっています。

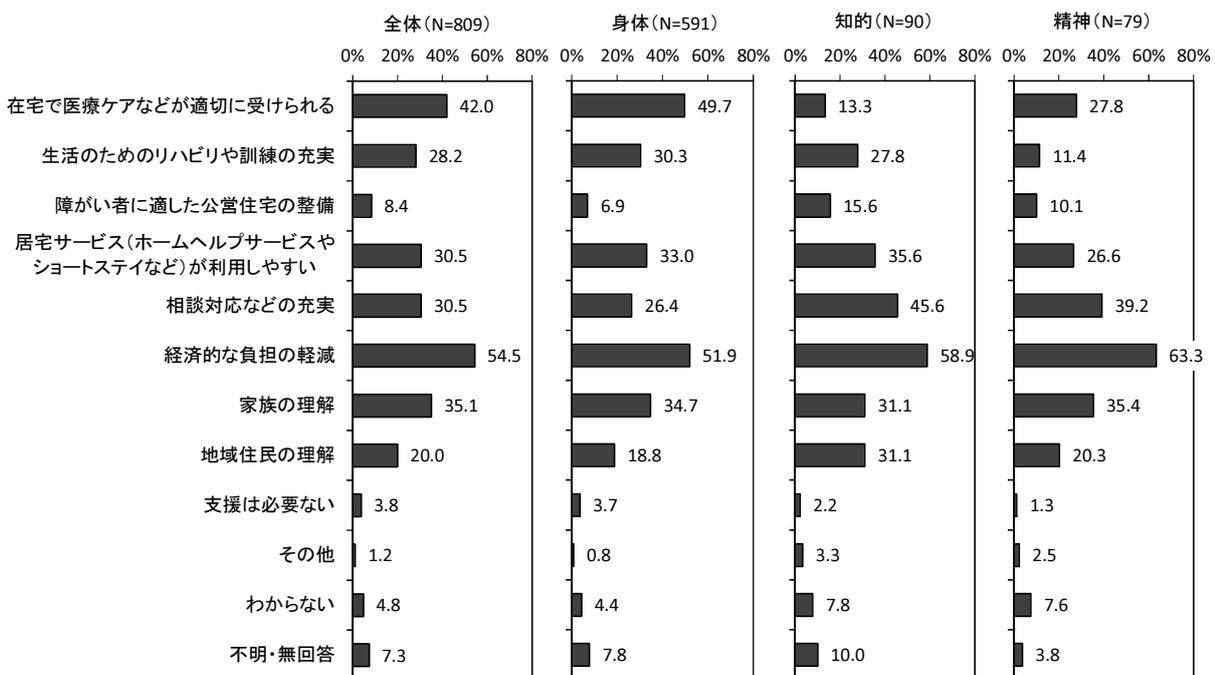
手帳別でみると、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。また、[知的] では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が 25.7%と比較的高く、[精神] では「ひとりで暮らしたい」が 17.4%と比較的高くなっています。



③在宅で暮らすために求められる支援やサービス

在宅で暮らすためにあればよい支援やサービスをみると、全体では「経済的な負担の軽減」が54.5%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が42.0%となっています。

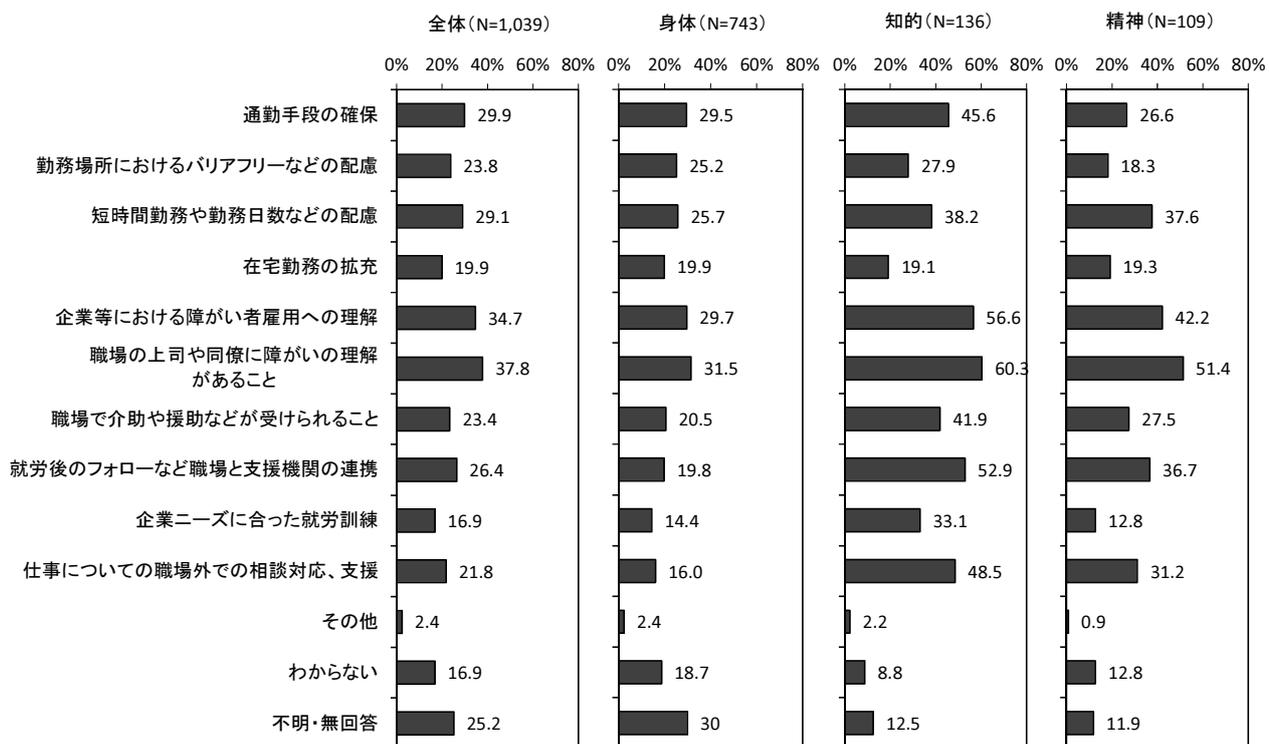
手帳別で見ると、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。次いで、[身体]では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が49.7%、[知的][精神]では「相談対応などの充実」がそれぞれ45.6%、39.2%となっています。



④必要な就労支援

障がい者の就労支援として必要なことをみると、全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が37.8%と最も高く、次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が34.7%、「通勤手段の確保」が29.9%となっています。

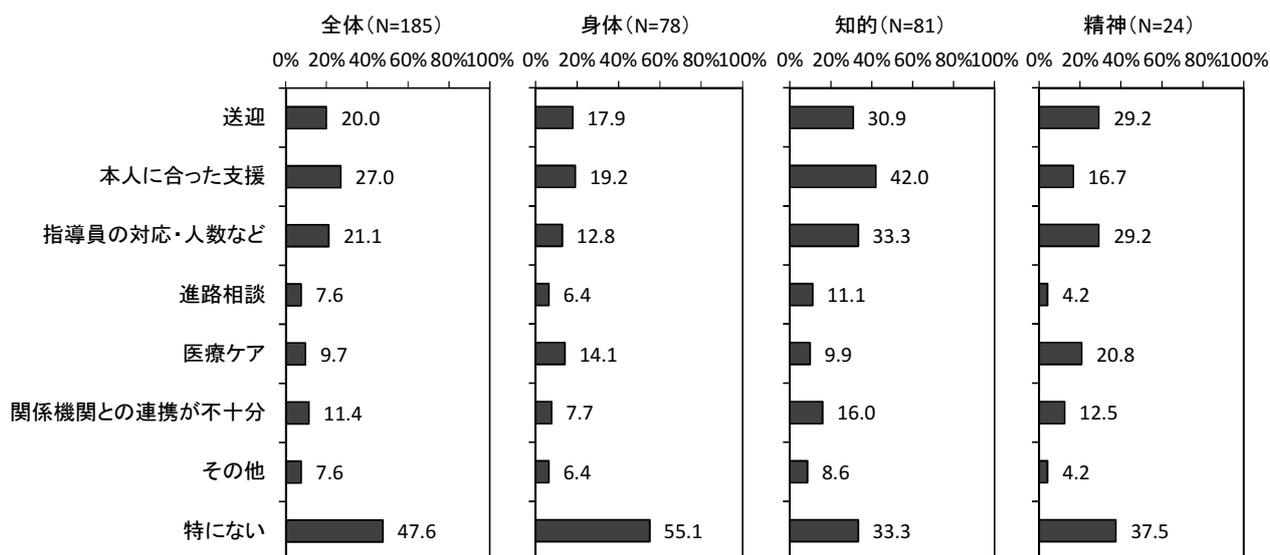
手帳別でみると、いずれも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。



⑤障がい児の療育（障がい児通所施設等）での困りごと

障がい児の療育（障がい児通所施設等）で困っていることをみると、全体では「特にない」が47.6%と最も高く、次いで「本人に合った支援」が27.0%、「指導員の対応・人数など」が21.1%となっています。

手帳別でみると、[身体][精神]では「特にない」が最も高く、[知的]では「本人に合った支援」が最も高くなっています。



※不明・無回答の回答者が多数であったため、不明・無回答を除いて割合を算出している。

【クロス集計】障がい児の療育（障がい児通所施設等）での困りごと×年齢別（回答者）

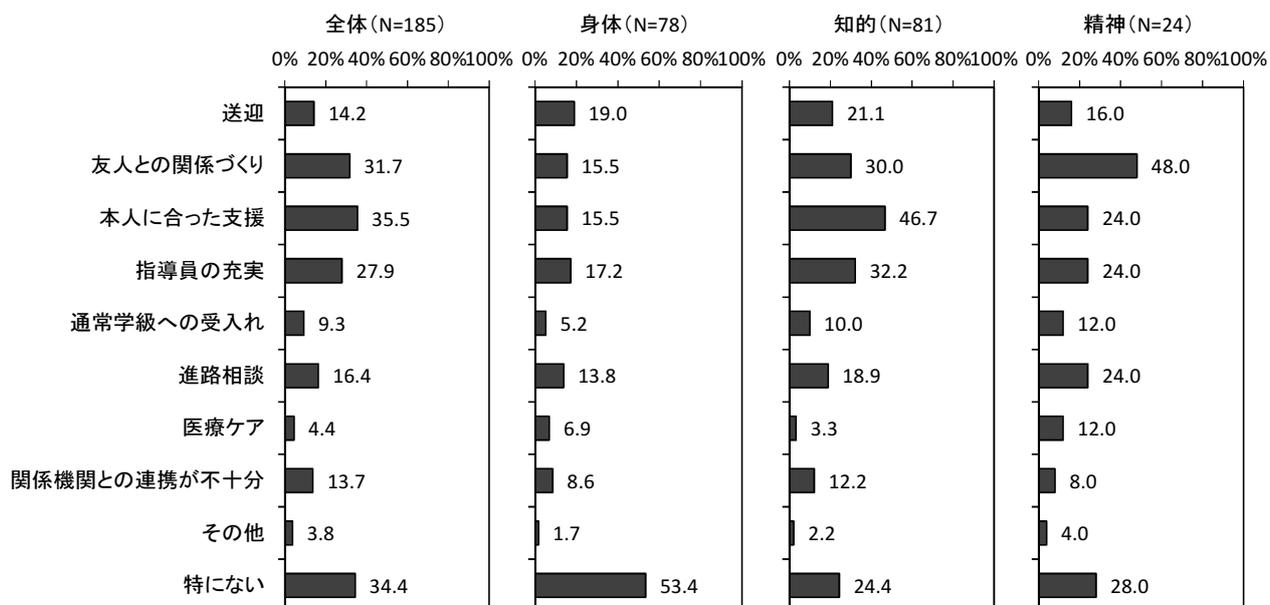
障がい児の療育（障がい児通所施設等）で困っていることを年齢別でみると、39歳以下では「本人に合った支援」「指導員の対応・人数など」が高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	送迎	本人に合った支援	指導員の対応・人数など	進路相談	医療ケア	関係機関との連携が不十分	その他	特にない
合計	185 100.0	37 20.0	50 27.0	39 21.1	14 7.6	18 9.7	21 11.4	14 7.6	88 47.6
19歳以下	66 100.0	19 28.8	22 33.3	21 31.8	11 16.7	4 6.1	10 15.2	10 15.2	20 30.3
20～29歳	14 100.0	4 28.6	8 57.1	5 35.7	2 14.3	1 7.1	3 21.4	0 0.0	5 35.7
30～39歳	16 100.0	5 31.3	7 43.8	7 43.8	0 0.0	3 18.8	3 18.8	0 0.0	5 31.3
40～49歳	12 100.0	1 8.3	2 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 83.3
50～59歳	3 100.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	1 33.3
60～69歳	19 100.0	0 0.0	2 10.5	0 0.0	0 0.0	1 5.3	0 0.0	0 0.0	16 84.2
70歳以上	47 100.0	8 17.0	6 12.8	4 8.5	1 2.1	4 8.5	3 6.4	4 8.5	27 57.4
不明・無回答	8 100.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	3 37.5	1 12.5	0 0.0	4 50.0

⑥学校教育（特別支援学級等）での困りごと

学校教育（特別支援学級等）で困っていることをみると、全体では「本人に合った支援」が35.5%と最も高く、次いで「特にない」が34.4%、「友人との関係づくり」が31.7%となっています。

手帳別でみると、[身体]では「特にない」が最も高く、[知的]では「本人に合った支援」が最も高く、[精神]では「友人との関係づくり」が最も高くなっています。



※不明・無回答の回答者が多数であったため、不明・無回答を除いて割合を算出している。

【クロス集計】学校教育（特別支援学級等）で困りごと×年齢別（回答者）

学校教育（特別支援学級等）で困っていることを年齢別で見ると、39歳以下では「本人に合った支援」が最も高くなっています。[40～49歳] [50～59歳] では、「友人との関係づくり」が最も高くなっています。

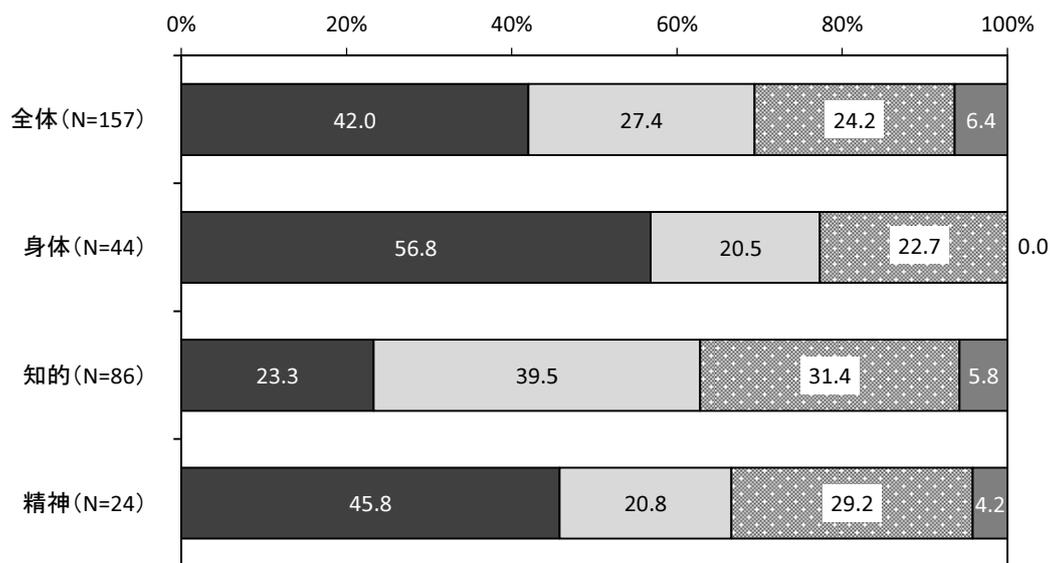
上段: 件数 下段: %	合計	送迎	友人との関係づくり	本人に合った支援	指導員の対応・人数など	通常学級への受入れ
合計	183 100.0	26 14.2	58 31.7	65 35.5	51 27.9	17 9.3
19歳以下	60 100.0	12 20.0	23 38.3	32 53.3	27 45.0	4 6.7
20～29歳	24 100.0	6 25.0	10 41.7	11 45.8	8 33.3	8 33.3
30～39歳	23 100.0	3 13.0	7 30.4	11 47.8	9 39.1	1 4.3
40～49歳	22 100.0	1 4.5	8 36.4	7 31.8	4 18.2	3 13.6
50～59歳	7 100.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	2 28.6	0 0.0
60～69歳	14 100.0	1 7.1	2 14.3	2 14.3	2 7.1	0 0.0
70歳以上	24 100.0	0 0.0	3 12.5	0 0.0	0 0.0	1 4.2
不明・無回答	9 100.0	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段: 件数 下段: %	進路相談	医療ケア	関係機関との連携が不十分	その他	特にない
合計	30 16.4	8 4.4	25 13.7	7 3.8	63 34.4
19歳以下	14 23.3	2 3.3	12 20.0	3 5.0	13 21.7
20～29歳	6 25.0	0 0.0	3 12.5	0 0.0	6 25.0
30～39歳	3 13.0	4 17.4	5 21.7	2 8.7	3 13.0
40～49歳	4 18.2	1 4.5	1 4.5	0 0.0	8 36.4
50～59歳	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	3 42.9
60～69歳	1 7.1	0 0.0	2 14.3	0 0.0	8 57.1
70歳以上	0 0.0	0 0.0	1 4.2	1 4.2	18 75.0
不明・無回答	2 22.2	0 0.0	1 11.1	1 11.1	4 44.4

⑦望ましい就学環境

望ましい就学環境をみると、全体では「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が42.0%と最も高く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が27.4%となっています。

手帳別でみると、[身体][精神]では「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が最も高く、[知的]では「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が最も高くなっています。



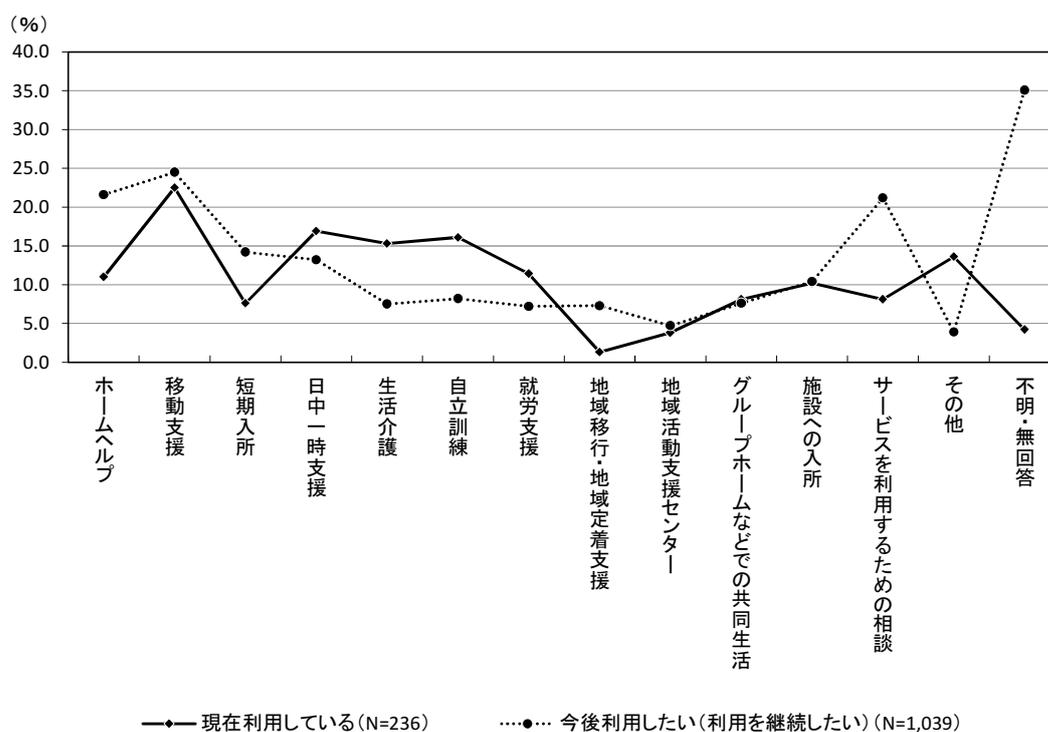
- 地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境
- 地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境
- ▨ 特別支援学校(養護学校)で、専門的な教育やサポートが受けられる環境
- その他

※不明・無回答の回答者が多数であったため、不明・無回答を除いて割合を算出している。

⑧障がい福祉サービスの利用状況・利用意向

利用している障がい福祉サービスをみると、「移動支援」が22.5%と最も高く、次いで「日中一時支援」が16.9%、「自立訓練」が16.1%となっています。

今後利用したい（利用を継続したい）障がい福祉サービスをみると、「移動支援」が24.5%と最も高く、次いで「ホームヘルプ」が21.6%、「サービスを利用するための相談」が21.2%となっています。



	ホームヘルプ	移動支援	短期入所	日中一時支援	生活介護	自立訓練	就労支援
現在利用している	11.0	22.5	7.6	16.9	15.3	16.1	11.4
今後利用したい (利用を継続したい)	21.6	24.5	14.2	13.2	7.5	8.2	7.2

	地域移行・地域定着支援	地域活動支援センター	グループホームなどでの共同生活	施設への入所	サービスを利用するための相談	その他	不明・無回答
現在利用している	1.3	3.8	8.1	10.2	8.1	13.6	4.2
今後利用したい (利用を継続したい)	7.3	4.7	7.6	10.4	21.2	3.9	35.1

9 現状・課題のまとめ

(1) 生活支援の充実

アンケートにおいて、今後の生活の意向として「家族と一緒に暮らしたい」「ひとりで暮らしたい」が高い傾向となっており、サービスの利用意向については、「移動支援」「ホームヘルプ」が高くなっていることから、在宅サービスの利用意向は、今後さらに増加していくことが予想されます。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介助者がいないときや親亡き後に対応できる支援の充実と、日中一時支援等、家族の一時的な休息をとるためのサービスが求められます。市の居宅介護サービスの支給決定者数は現状でも増加傾向となっていますが、日中一時支援事業については大きな増加がみられていません。今後のニーズ増加を見込み、サービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人やその介助者が利用できる相談支援体制の強化、事業者間の連携体制の構築が必要です。

(2) 就労支援の充実

障害者手帳所持者が増加傾向となっている中で、就労支援のニーズはさらに高まることが予想されます。就労継続支援においては、ハローワーク等を介した A 型の利用実績が大きく伸びており、平成 28 年度と平成 29 年度では計画値の 2 倍以上となっています。B 型は特別支援学校卒業後に直接利用できなくなったことや、市内の事業所が減った影響もあり利用実績は下がっています。就労移行支援においては、計画値を下回っているものの、市内に事業所ができ、利用実績は伸びています。

また、就労支援に求められることとして、アンケートでは職場内での障がいへの理解や配慮等が挙げられています。今後の利用の伸びを想定した上で、就労意欲のある人を就労につなげるために、一人ひとりの障がいの状況に応じた就労の機会を確保し、就労の定着に結びつけていくことが求められています。さらに、各事業所が障がいのある人にとって働きやすい職場環境であるために、事業所のサービスの質の向上にも働きかけていく必要があります。

(3) 障がい児支援サービスの体制強化

本市では、新たに児童発達支援事業所が設立されるなど、障がい児支援の基盤が整備されつつあります。サービス提供体制の拡大が進められることにより、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者が増加していますが、保育所等訪問支援は事業所も少なく、利用が伸びていません。また、アンケートでは特に 19 歳以下の回答者から、学校教育・療育に対する困りごととして「本人に合った支援」「指導員の対応・人数など（指導員の充実）」が多く挙げられています。

安定したサービス基盤の確保と支援制度の周知を進めるとともに、療育における相談体制の充実や教育環境の改善等、障がい児支援の質の向上が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域の輪がひとつになって

障がい者計画は、平成32年度までを計画期間とし、第4期障がい福祉計画と同時に策定されました。本計画は、障がい者計画における後期計画としての位置づけであり、上位計画である障がい者計画を引き継ぐものです。本市ではこれまで市民一人ひとりの支えあいや助けあいにより合理的配慮の実践を広げ、障がいの有無にかかわらず、だれもが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざしてきました。今後も上記の社会の実現をめざすために、『地域の輪がひとつになって』を本計画の基本理念として、引き続き障がい福祉施策を推進していきます。

2 計画策定に向けて踏まえるべきポイント

市町村障がい福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。第5期障がい福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次の通りとなっています。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の一層の整備、基幹相談支援センターの設置促進

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 就労定着に向けた支援

就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加

(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

障がい児福祉計画の作成義務化、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等

(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築

(6) 発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者支援地域協議会設置が重要であり、発達障がい者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う

第4章 第5期障がい福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

■国の基本指針（第5期）

平成32年度末時点の目標	平成32年度末までの目標
① 施設入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。
② 施設入所者の削減	平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減する。

■本市の目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者(A)	29人	
【目標】①地域生活移行者の増加	3人	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	10.3%	
【目標】②施設入所者の削減	1人削減	(A)の時点から、平成32年度末時点における施設入所者の削減目標値
	3.4%	
平成32年度末時点の施設入所者	28人	地域生活への移行者と新規施設入所者を加味



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目見直し）

■国の基本指針（第5期）

目標	平成32年度末までの目標
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

■本市の目標

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	協議体	0	1

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、現在中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、設置の検討を行っているところです。平成32年度までに圏域内に整備できるよう、今後も協議を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）

■国の基本指針（第5期）

目標	平成32年度末までの目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

■本市の目標

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
地域生活支援拠点	箇所	0	1

地域生活支援拠点については、現在中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、設置の検討を行っているところです。平成32年度までに圏域内に整備できるよう、今後も協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行（拡充）

■国の基本指針（第5期）

目標	平成32年度末までの目標
① 福祉施設から一般就労へ移行	平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
② 就労移行支援事業の利用者数の増加	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加することをめざす。
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。
④ 就労定着支援による1年後の職場定着率	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

■本市の目標

1) 福祉施設から一般就労へ移行

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行すること	人	0	1

2) 就労移行支援事業の利用者数の増加

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加	人	7	9

3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

目標		考え方	平成32年度目標
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること	箇所	就労移行率3割以上事業所数	1
	%	就労移行率3割以上	-

4) 就労定着支援による1年後の職場定着率【新規項目】

平成32年度末までの目標	
市内の就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。	

2 障がい福祉サービス等の見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間/月	432	498	499	503.8	517.8	531.8
	人/月	32	35	35	36	37	38
重度訪問介護	時間/月	351	241	169	270.0	270.0	270.0
	人/月	3	3	3	3	3	3
同行援護	時間/月	79	81	75	91.7	110.0	128.3
	人/月	4	4	5	5	6	7
行動援護	時間/月	372	414	428	455.4	480.7	506.0
	人/月	15	17	16	18	19	20
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

訪問系サービスの利用対象範囲が拡大しており、今後も利用実績の増加が見込まれています。サービスのニーズに対応した事業者の確保に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けられるよう、事業者の専門性と質の確保に向けた支援を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある人が、自立した社会生活ができるように、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型＝雇 用型、B型＝非雇 用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	相談を通じて就労に伴う生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)			
		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度 (見込み)	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	
生活介護	人日分/月	1,282	1,444	1,523	1,520	1,558	1,596	
	人/月	69	76	78	80	82	84	
自立 訓練	機能訓練	人日分/月	19	31	25	44	44	44
		人/月	1	2	2	2	2	2
	生活訓練	人日分/月	0	2	41	66	88	110
		人/月	0	1	2	3	4	5
就労移行支援	人日分/月	46	108	145	220	242	264	
	人/月	2	7	9	10	11	12	
就労継続支援 A型	人日分/月	214	330	431	528	550	572	
	人/月	12	18	23	24	25	26	
就労継続支援 B型	人日分/月	824	824	865	1,056	1,078	1,100	
	人/月	48	46	48	48	49	50	

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
就労定着支援	人				1	1	1	
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4	
短期入所	福祉型	人日分/月	100	96	78	100	100	100
		人/月	10	10	10	10	10	10
	医療型	人日分/月	7	7	8	7	7	7
		人/月	1	1	1	1	1	1

※「人日分/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

地域生活の充実に向けて、日中活動の場の確保が求められます。市内の事業所等と連携し、各サービスのニーズに対応できるよう、その確保に努めます。

サービス利用希望者に対して、サービスの内容が適切に周知されるよう、情報提供を図ります。

就労継続支援 A 型については市内にサービスを提供できる事業所が少ないですが、近隣の通所が可能な範囲に数箇所あり、利用が増えています。今後、質の高いサービスが提供できるよう努めます。就労継続支援 B 型については、特別支援学校卒業後に就労移行支援等を経てからでないとい利用ができなくなったため、急激な増加は見込まれませんが、見込み量を十分確保できるよう努めていきます。

就労移行支援については、利用者の一般就労への移行を促進し、引き続き利用者が希望や状況に応じた支援が受けられるよう、地域協議会やハローワーク等の就労支援機関、商工会、企業等と連携し、活動や訓練の場を提供します。

(3) 居住系サービス

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的に訪問し、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認をして、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	26	23	23	25	27	29
施設入所支援	人/月	27	29	30	29	29	28
自立生活援助	人/月				1	1	1

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の自立した生活や地域での生活を支えていく上で、居住の場としての確保が求められます。支援する家族の高齢化等により家庭での対応が難しくなっていることに加え、施設入所者や入院患者の地域移行の受け皿として利用のニーズは今後さらに高くなることが予測されるため、供給量の確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの種類と内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容を見直します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	17	22	18	25	27	30
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1	1	1

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

相談支援については、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者の意向や状況を踏まえ、サービス等利用計画を作成し、サービスの利用につなげます。相談支援専門員は計画の作成だけでなく、関係機関と連携し、基本相談を含め、障がいのある人の生活を総合的にサポートします。また、入所・入院から地域移行に向けた支援も行っています。相談支援がスムーズに行えるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

3 発達障がい者等に対する支援 【新規】

【確保のための方策】

現在、「葛城市子ども・若者支援地域協議会（障がい支援部会）」がこども・若者サポートセンター内に設置されており、発達障がい者への支援に向けた情報共有や課題検討に取り組んでいます。

今後も、本協議会において、本市の発達障がい者の現状を把握しながら、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるよう努めます。



4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

(1) 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

【理解促進研修・啓発事業の内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいの特性をだれでも理解できるように教室やイベント・広報活動を通じて、地域住民の障がい者に対する必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。特に見た目でわからない障がいのある人に対しては、重点的に取り組む必要があります。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【確保のための方策】

奈良県が推進している、まほろば「あいサポート運動」等を活用し、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会を実現するため、必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。

また、ボランティア団体による啓発活動も支援します。

2) 自発的活動支援事業

【自発的活動支援事業の内容】

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【確保のための方策】

当事者団体等が主体的に実施するレクリエーション・文化活動・講習会等を支援していきます。関係機関や地域住民と連携してピアサポートの充実に取り組むことで、障がい者や支援者が気軽に集うことのできる機会の充実を図っていきます。自発的活動をバックアップし、ピアサポート等、適切な支援体制の構築について検討を進めます。

3) 障がい者相談支援事業

【障がい者相談支援事業の内容】

サービス名	内 容
障がい者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業	委託箇所	5	5	5	6	6	6

【確保のための方策】

障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」等の近年の法整備を踏まえ、虐待防止や差別解消のための相談支援の強化に取り組む必要があります。本市では、行政の相談窓口として社会福祉課が担っているほか、指定相談支援事業所[※]5か所に事業を委託しています。行政及び各事業所の連携強化と体制強化を支援するとともに、新たな事業者の確保にも努めます。

特に、相談支援事業所・市の関係部署・関係機関等の連携は、さらに強化が必要な課題であり、相談支援体制の強化に向けて、相談支援事業所、市、保健・医療・教育・福祉・雇用等関係機関や事業所等で構成する中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、地域資源の活用、相談支援体制のあり方、ネットワークの強化等について、協議を進めます。

※葛城市委託相談支援事業所・・・

- ・葛城市社会福祉協議会（葛城市）
- ・まんだらトポス（葛城市）
- ・しえ〜く（香芝市）
- ・どんぐり（香芝市）
- ・なつつ（大和高田市）

4) 成年後見制度利用支援事業

【成年後見制度利用支援事業の内容】

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立てに要する経費や後見人報酬に対する費用の全部または一部の補助を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【確保のための方策】

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、申し立てに要する経費や後見人報酬に対する補助を行う事業であることの周知体制を強化します。



5) 意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業の内容】

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通を支援します。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者等派遣事業	件/年	1	9	9	15	15	15
要約筆記者等派遣事業	件/年	0	3	3	3	3	3

【確保のための方策】

意思疎通支援事業については、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を背景に推進していく必要のある事業になります。引き続き事業の周知を図るとともに、利用の申請があった場合や市が主催する事業の中で必要な際には、速やかに対応できるよう体制の強化に努めます。

手話通訳者については、現在、市役所新庄庁舎と當麻庁舎においてそれぞれ週1回半日ずつ設置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し、施策に反映できるよう努めます。

6) 日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業の内容】

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	3	7	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	2	7	1	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	3	7	5	5	6
排泄管理支援用具	件/年	897	877	920	1,020	1,020	1,020
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	2	1	2	2	2

※「件/年」＝年間の延べ給付件数

【確保のための方策】

日常生活用具給付等事業については、市と契約している日常生活用具の取扱い事業者から用具の調達を図るものであることから、在宅で生活している重度障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き広く事業者を確保していきます。

また、障がい者の地域移行がよりスムーズに行えるよう、サービスの拡充に努めます。

7) 手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成研修事業の内容】

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っています。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年通しての受講で手話奉仕員の養成講習が終了します。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	13 (入門)	14 (基礎)	13 (入門)	15 (基礎)	15 (入門)	15 (基礎)

※「人/年」＝年間の事業参加者数

【確保のための方策】

本市では、養成講習を修了した人に市の手話奉仕員として登録していただき、意思疎通支援事業の手話通訳者の派遣業務に従事していただけるような制度の構築をめざす予定です。県では、平成29年4月に「奈良県手話言語条例」が施行され、本市においても手話奉仕員の普及・啓発を強化していくことが求められているため、養成講習についても受講促進に努めます。

8) 移動支援事業

【移動支援事業の内容】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	時間/月	595	713	704	718	732	747

※「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

【確保のための方策】

障がいがあり、ひとりで外出することが困難な人に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行うことは、障がい者の社会参加を促進し、それぞれが地域社会の中で自分らしく暮らしていく、またその中で一定の社会的責任を果たしていく上で、とても重要な役割を担っています。そのため、できるだけその人の生活実態に応じた支援が可能となるよう、事業者・ヘルパーの確保とともに支給量の確保に努めてきました。今後もそうした考え方の下、サービス提供体制の確保に努めます。

9) 地域活動支援センター事業

【地域活動支援センター事業の内容】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	<p>利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。</p> <p>I 型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I 型(市内)	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	15	19	17	20	20	20
I 型(市外)	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	6	7	8	10	10	10
II 型(市外)	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	3	2	2	3	4	4

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

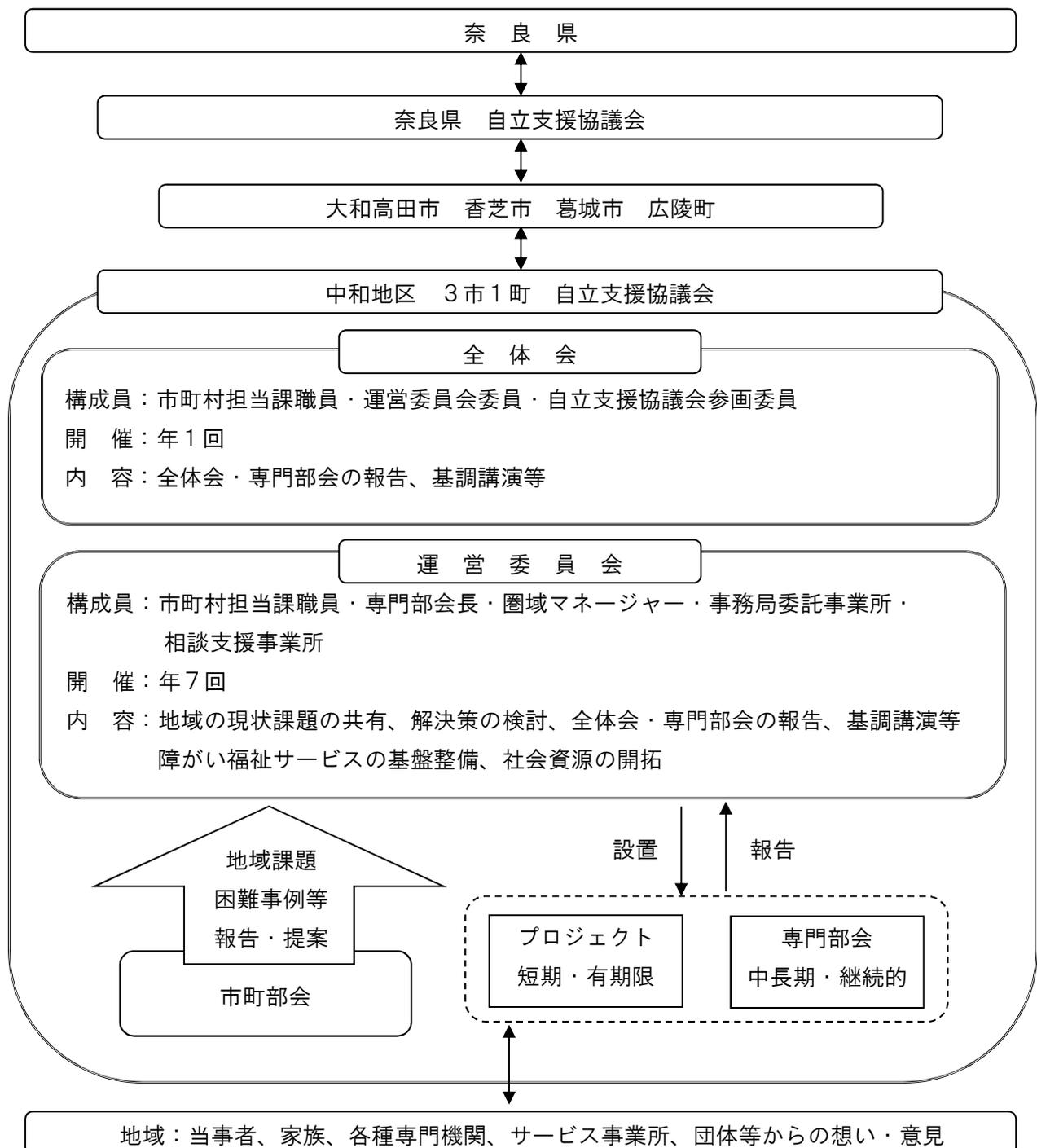
地域活動支援センター事業は、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等、様々な役割を果たしており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能となっています。引き続き、定期的な利用が困難な障がい者が利用しやすい場となるよう、安定的な運営と活動の場の確保に向け支援を行ってまいります。

10) 地域協議会

【確保のための方策】

本市は、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、中和地区3市1町（大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町）で「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」を運営しています。今後も「広域連携による福祉サービスの向上」「相談支援体制の充実・強化」「課題解決に向けた専門性の高い部会運営」「社会資源のさらなる活用」「障がい福祉計画の評価」の5つを目的として、業務を推進します。

■地域協議会の運営体系



(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス事業の内容】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人/月	2	3	2	3	3	3

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知とサービス利用の促進を図ります。

2) 更生訓練費給付事業

【更生訓練費給付事業の内容】

サービス名	内 容
更生訓練費給付事業	身体障がい者更生援護施設（身体障がい者療護施設及び国立施設を除く）に入所または通所している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費給付事業	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

現時点、利用実績はありませんが、利用の申請が合った際に速やかに対応できるよう、体制の確保に努めます。

3) 日中一時支援事業

【日中一時支援事業の内容】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人及び障がいのある児童の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等、介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人/月	11	14	16	18	20	22

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

障がいのある人の日中活動の場や、障がいのある児童の見守り等の場として、今後も一定のニーズが見込まれます。利用を希望される人がもれなくサービス受給につながるよう、日中における活動の場を確保するとともに、支援の充実に努めます。

4) 福祉ホーム事業

【福祉ホーム事業の内容】

サービス名	内 容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がいのある人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム事業	人/月	3	3	3	3	3	3

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

利用の増加は見込まれていませんが、必要とする人にサービスが提供されるよう、今後もサービス内容の周知と体制の確保に努めます。

5) 社会参加促進事業

【社会参加促進事業の内容】

サービス名	内容
社会参加促進事業	障がい者の芸術・文化活動を振興するため、作品展等の発表の場を設けるとともに創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

【サービス見込み量】

種類		第4期計画期間(実績値)			第5期計画期間(計画値)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
社会参加促進事業	回/年	1	1	1	2	2	2

※「回/年」＝年間の事業開催数

【確保のための方策】

毎年、概ね1回程度、芸術・文化展覧会を開催しており、今後も引き続き開催し、地域交流の場としての機能を高めていきます。

第5章 第1期障がい児福祉計画

葛城市第1期障がい児福祉計画は、平成32年度までを期間とした数値目標を設定します。数値目標の設定にあたって、これまで「障がい福祉計画」の一部分であった障がい児へのサービス内容については新たに「障がい児支援の提供体制の整備等」として位置づけます。

障がいのある子どもや障がい疑われる子どもの早期発見・早期対応や、障がい児から障がい者まで切れ目のない支援等ができるよう、本事業の担い手である関係者をはじめ、利用者の家族等からの意見や対話を通じて、支援内容を精査及び改善します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

■国の基本指針（第1期）

目標	平成32年度末までの目標
① 児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
② 保育所等訪問支援サービスの拡充	平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
④ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議体の設置	平成32年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■本市の目標

1) 児童発達支援センターの設置

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
児童発達支援センターの設置	箇所	0	1

【確保のための方策】

児童発達支援センターは、現在圏域内に1箇所設置しており、本市の児童の受け入れも行っています。平成31年には施設の拡充が検討されており、本市への支援の強化が見込まれています。本市では障がいのある子どもを児童発達支援センターの支援につなげられるよう、相談支援及びニーズの把握に努めます。

2) 保育所等訪問支援サービスの充実

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	箇所	1	1

【確保のための方策】

現在、保育所等訪問支援を受けられる事業所が1箇所あり、保育・教育機関との連携により、保育所等訪問支援等の提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。

3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	箇所	1	1

【確保のための方策】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、圏域内に1箇所設置されており、必要なニーズへの対応を行っていますが、今後、重症心身障がい児の利用ニーズがあった場合にいち早く対応できるよう、市内での体制の整備を検討します。

4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

目標		平成28年度実績	平成32年度目標
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	箇所	0	2

【確保のための方策】

こども・若者サポートセンターや中和地区3市1町障がい者自立支援協議会においては、医療的ケアを必要とする子どもの支援について、行政や関係機関と連携を図り協議を行っていますが、今後も関係機関と連携し、協議の場の確立に取り組みます。また、こども・若者サポートセンターが核となり、インクルーシブ教育を推進して重層的な地域支援体制の構築をめざします。さらに、医療的ケアを必要とする子どもが健診により早期に発見され、心理士や療育教室、病院等につながるよう、切れ目のない支援体制の強化に努めます。

(2) 障がい児支援事業

【サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障がい児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービスの見込み量】

種類		第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日分/月	177	245	318	480	550	620
	人/月	27	34	41	48	55	62
放課後等デイサービス	人日分/月	386	597	794	857	967	1,087
	人/月	39	58	68	78	88	99
保育所等訪問支援	人日分/月	0	1	1	2	3	4
	人/月	0	1	1	2	3	4
医療型児童発達支援	人日分/月	48	43	15	48	48	48
	人/月	3	3	1	3	3	3
障がい児相談支援	人/月	7	15	22	28	34	40
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人/月				1	1	1

※「人日分/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

【確保のための方策】

障がいのある子どもが切れ目のない支援を受けながら、健やかに育っていくために、子ども・子育て支援事業計画との整合・調和を持ち、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。また、障がいのある子どもの必要としているサービスが適切に提供されるよう、各サービスの広報等、情報の周知に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、提供されるサービスの質が確保されるよう働きかけます。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】

■国の基本指針（第1期）

事項	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

【確保のための方策】

事業所等と連携し、人材育成・情報共有に努め、実施体制の確保を図ります。

第6章 計画の推進

1 市民参画の推進

本市の障がいのある人が障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障がい者のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協働体制を築いていきます。

2 相談支援体制の強化

地域における相談支援ネットワークの核である自立支援協議会により、障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、行政機関、各種専門機関、当事者、家族、団体等、多様な社会資源のネットワーク化を図ります。それぞれの専門的な立場から障がい者の生活全般をサポートできる体制づくりを構築するとともに、障がい者への差別解消、虐待の防止や早期発見にも努めます。

3 実施状況の把握・点検

本市においては、葛城市障がい福祉計画策定委員会の委員任期を3年としていますが、策定後も定期的にフォローアップ委員会を開催し、各種サービスの提供状況の把握・点検を行うとともに、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について審議するなど、計画の着実な推進を図ります。また、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会においても、各障がい福祉サービスの基盤整備の状況について適宜検証し、サービスの質の向上に努めます。

4 障がい福祉サービスの周知・啓発

障がいのある人が支援を必要とするときに、円滑にサービスの利用につなげられるよう、行政や関係事業所で連携し、あらゆる機会を活用して障がい福祉サービスの種類や利用の流れ等を周知します。特に、難病患者へは一層の周知に努めます。また、困ったときにすぐに相談できるよう、相談の場の周知に努めるとともに、相談に対応する職員の質の強化を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

期 日	内 容
平成29年6月5日（月）	第1回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 ・ 制度改正について ・ 今回の計画策定について ・ アンケート調査票の承認
平成29年7月1日（土） ～7月12日（水）	アンケート調査 実施
平成29年9月28日（木）	第2回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 ・ アンケート結果報告書について ・ 計画骨子について
平成29年11月27日（月）	第3回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 ・ 計画素案について ・ パブリックコメントについて
平成30年1月24日（水） ～2月13日（火）	パブリックコメント 実施
平成30年2月22日（木）	第4回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案の承認

2 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの円滑な実施を確保するための基本指針に基づいて、障がい福祉計画を策定するため、葛城市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 葛城市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 葛城市障がい者計画の策定に関すること。
- (3) 障がい福祉に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、障がい団体、一般公募者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同／敬称略)

氏名	所属	備考
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	委員長
堀内 忠樹	医師会会長	職務代理
杉本 訓規	厚生文教常任委員	
山田 全啓	中和保健所長	
松村 佐世子	民生児童委員連合会代表	
橋本 侑子	ボランティア連絡協議会会長	
田中 敏幸	社会福祉協議会事務局長	
尾上 晃造	身体障がい者福祉会会長	
小島 和彦	手をつなぐ育成会会長	
神谷 瑞子	精神障がい者家族会代表	
保川 裕都美	一般公募	
森岡 賀世子	一般公募	

4 用語解説

【あ行】

◆インクルーシブ教育（47 頁）

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

【か行】

◆ガイドヘルパー（39 頁）

ガイドヘルパー（移動介護従業者）は、各都道府県知事の行う研修を修了した者を指します。具体的には視覚、全身性、知的障がいによって1人での外出が困難な方が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格となります。障がいのある人が積極的に社会活動に参加していくうえで重要であり、外出時には欠かせないサービスです。

◆基幹相談支援センター（25 頁）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

◆高次脳機能障がい（1 頁）

主に脳の損傷によって起こる様々な神経心理学的症状が現れ、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出ます。

◆合理的配慮（1、25 頁）

障害者基本法の改正に伴い、基本原則にあげられた言葉です。その中では「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

【さ行】

◆サービス等利用計画（32、33 頁）

障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画（または障がい児支援利用計画）」を作成し、市町村へ提出する必要があるため、これを基にサービスの支給決定が行われます。計画は、障がいのある人の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重し作成されます。

◆指定障がい福祉サービス（2頁）

「居宅介護」「生活介護」等、10のサービスが含まれる「介護給付」と、「自立訓練」「就労移行支援」など4種のサービスから成る「訓練等給付」を総称する呼称で、「訪問系」、「日中活動系」及び「居住系」の3種類のサービス群に大別されます。

◆児童発達支援センター（25、45、46頁）

地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。また、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域支援の拠点となっています。

◆児童福祉法（1、2、13頁）

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律です。

◆障害者基本計画（1頁）

障害者基本法の規定に基づき、障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

◆障害者基本法（1頁）

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的とする法律です。

◆障害者虐待防止法（35頁）

国や地方公共団体、障がい者福祉施設の従事者等、使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報責務を課すなどを定めた法律です。

◆障がい児相談支援（13、47、48頁）

児童福祉法に定める障がい児通所支援を利用するにあたって必要となる障がい児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障がい児通所支援等の利用状況を検証します。

◆障がい児通所支援（2、13、15、47 頁）

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を指します。

◆障がい福祉サービス（2、10、15、23、29、35、36、49、51 頁）

障害者自立支援法の規定により、障がいのある人の障がい程度や状況等を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

◆小児慢性特定疾病（9 頁）

18 歳未満の子ども（18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も含む）の病気のうち、「慢性に経過する疾病であること」「生命を長期に脅かす疾病であること」「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること」「長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること」の4つの項目を満たしたものを指します。小児慢性特定疾病についても、同じく平成 27 年 1 月に 11 疾患群・514 疾患より 14 疾患群・704 疾患へ、平成 29 年 4 月から 722 疾患が対象となりました。

◆自立支援医療（9、15 頁）

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◆身体障害者手帳（5、15 頁）

身体に障がいのある人が各種サービス等を受ける上で必要となるもので、本人等が所定の医師の診断書を添えて手帳の交付を申請し、一定の障がいと認められると交付されます。

◆精神障害者保健福祉手帳（7、15 頁）

精神に障がいのある人が各種サービスを受ける上で必要となるもので、本人等が所定の書類を添えて手帳の交付を申請し、一定の精神障がいと認められると交付されます。

◆成年後見制度（14、36 頁）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりすること等により、これらの人を不利益から守ります。平成 11 年 12 月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成 12 年 4 月に施行されています。

【た行】

◆地域移行（12、23、32、33、38 頁）

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等を含む）に戻ることで

す。

◆地域活動支援センター（14、23、40 頁）

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する場のことです。

◆地域自立支援協議会（14 頁）

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するものです。

◆地域生活支援拠点（25、27 頁）

障がいのある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がいのある人（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みであり、相談・体験の機会を提供する機能や緊急時の対応等の機能を備えたサービス提供体制です。

◆地域生活支援事業（2、14、34 頁）

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施すること。自治体が独自に行うサービスです。

◆地域包括ケアシステム（25、27 頁）

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援サービス提供体制をいいます。精神障がいに関しては、国から、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、平成32年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するよう示されています。

◆特別支援学校（8、11、24、31 頁）

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

【な行】

◆難病（1、9、49 頁）

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といい、治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があります。対象疾病は、平成 27 年 1 月より 56 疾患から 110 疾患へ、平成 27 年 7 月から 306 疾患へ、平成 29 年 4 月から 330 疾患へと拡大しています。

◆日常生活用具給付等事業（14、37、38 頁）

障害者自立支援法に定める地域生活支援事業。障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

◆日中一時支援事業（14、24、43 頁）

障害者自立支援法に定める地域生活支援事業。障がいのある人の日中における活動の場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。放課後型は、特別支援学校や特別支援学級の生徒の放課後や長期休暇中における預かり支援を行います。

【は行】

◆発達障がい（1、25、33 頁）

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

◆パブリックコメント（50 頁）

行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めたりすることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧等により行います。

◆ピアサポート（34、35 頁）

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのことをいいます。

【ま行】

■モニタリング（47 頁）

利用計画に沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることをいいます。

【ら行】

◆療育手帳（6、15頁）

知的障がいのある人が各種サービスを受ける上で必要となるもので、本人等が所定の書類により手帳の交付を申請し、児童相談所または障がい者更生相談所による判定結果に基づく決定により交付されます。

5 葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所

○指定障がい福祉サービス事業所：平成 29 年 12 月 1 日現在

居宅介護(16事業所)		
訪問介護R	訪問介護事業所あい ゆかり	ふれあい作業所 社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
居宅介護事業所ピース	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	葛城苑
株式会社ケアサポートおもいやり	NPO 法人 葛城育成会	大和
千代がみ	有限会社かつらぎケアサービス	就労移行支援〔一般型〕(1事業所)
訪問介護ステーション ソワン	有限会社ふれあいケアサポート	Coco-Make 葛城
ニチイケアセンター新庄	有限会社陽だまり	就労継続支援〔A型〕(1事業所)
訪問介護ステーション心	同行援護(7事業所)	就労支援事業所バンビ
介護サービス和楽	千代がみ	就労継続支援〔B型〕(4事業所)
訪問介護事業所あい	ニチイケアセンター新庄	就労支援事業所バンビ
ゆかり	訪問介護ステーション心	ふれあい作業所
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会 あおぞら	ゆかり 社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	終の郷ワークセンター Coco-Make 葛城
NPO 法人 葛城育成会	NPO 法人 葛城育成会	短期入所(3事業所)
有限会社かつらぎケアサービス	有限会社かつらぎケアサービス	HOLLY VILLAGE
有限会社ふれあいケアサポート	行動援護(8事業所)	葛城苑
有限会社陽だまり	居宅介護事業所ピース	ショートステイ和の里
重度訪問介護(15事業所)		
訪問介護R	千代がみ	共同生活援助(4事業所)
居宅介護事業所ピース	訪問介護ステーション心	ケアホーム ジョー・マキュー
株式会社ケアサポートおもいやり	介護サービス和楽	HOLLY VILLAGE
千代がみ	ゆかり	グループホーム終の郷1
訪問介護ステーション ソワン	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	グループホーム終の郷2
ニチイケアセンター新庄	NPO 法人 葛城育成会	施設入所支援(1事業所)
訪問介護ステーション心	有限会社陽だまり	葛城苑
介護サービス和楽	生活介護(5事業所)	
	デイサービス ピース	

○障がい児福祉サービス事業所(通所支援事業所)：平成 29 年 12 月 1 日現在

障害児通所支援事業所(4事業所)	
特定非営利活動法人アクト アクトパーク	※児童発達支援
株式会社 RC カンパニー ばどま	※児童発達支援・放課後等デイサービス
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	※放課後等デイサービス
株式会社心 ふれあいこころ	※放課後等デイサービス

○障がい者(児)相談支援事業所：平成 29 年 12 月 1 日現在

障害者(児)相談支援事業所(6事業所)	
医療法人向聖台會 まんだらトポス	
特定非営利活動法人葛城育成会 NPO 法人葛城育成会	
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	
メグコーポレート株式会社 相談支援センターナビケア	
株式会社心 相談支援センター 心	
社会福祉法人終の郷 和	※障がい者のみ

■葛城市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所



- 相談支援事業所(者のみ)
- 相談支援事業所(者・児含む)
- △ 指定障がい児通所支援事業所

葛城市

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画

発行年月 平成30年3月

発行者 葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

TEL 0745-48-2811 (代)

FAX 0745-48-3200

【新庄庁舎】

〒639-2195

奈良県葛城市柿本 166 番地

TEL 0745-69-3001 (代)

FAX 0745-69-6456
